

一般取引条件

ストローマンインターネットポータルを通じたストローマン社製品の注文及び引き渡しに関するストローマンジャパン株式会社の一般取引条件

ウェブサイト「www.straumann.com/eshop」「www.straumann.jp/ja/portal」「www.straumann.jp/ja/eshop」及び「www.straumann.jp/ja/sns」のインターネットポータル（「本インターネットポータル」）は、専門の資格に基づき認可された歯科医師や歯科技工士（「お客様」）などを対象としています。お客様は本インターネットポータルを通じてストローマンジャパン株式会社製品（「製品」）を注文することができます。製品の引き渡しに関する合意は、ストローマンジャパン株式会社（「ストローマン」）とお客様との間において締結します。

1. 一般取引条件の適用範囲

お客様からストローマンへの本インターネットポータルを通じた注文については、以下の一般取引条件は、注文時に有効なバージョンにおいてのみ適用されます。これらに反する又は一致しないお客様側一般取引条件は、ストローマンがその適用を文書にて明示的に承諾する場合を除き、適用しないこととします。

2. ユーザー登録

2.1 本インターネットポータルを通じた注文を行うには、事前登録が必要となります。登録により、ストローマン及び関連会社は、注文の迅速かつスムーズな処理に必要な情報を収集することができます。製品の注文に関する本インターネットポータルのページは、本インターネットポータルの登録ユーザーのみが閲覧できます。

2.2 商業的に製品を取り扱う専門的及び商業的資格を有する人（歯科医師や歯科技工士など）のみ登録することができます。

2.3 ユーザー名及びパスワードは第三者に移譲できません。

3. 契約の締結、変更の権利

3.1 お客様は、注文フォームに必要なデータを入力し、注文ボタンをクリックする（注文情報を本インターネットポータルに送る）ことにより、ストローマンに注文を行います。お客様の注文は法的拘束力を持ちます。ストローマンは、注文受領通知をお客様に電子的に送付します。注文受領通知後、ストローマンは、お客様から送付された情報が注文を処理する上で完備かつ適切であるかどうか確認します。確認の上問題がなければ、ストローマンは正式に受注し、注文された製品をお客様に引き渡します。注文フォームに不備がある場合、ストローマンは、正しい注文情報を入力した注文フォームを新たに送付するようお客様に通知します。お客様により注文フォームに入力される情報には誤りがなく、完備でなければなりません。

3.2 本インターネットポータルでストローマンが提供する製品は確認対象となっており、その提供が確約されているわけではありません。ストローマンは、製品の通常使用及び契約上合意されている使用方法が原材料による影響や有害な影響を受けず、変更が妥当である場合には、構造や原材料を変更する権利を留保します。

4. 価格及び支払条件、お客様の契約違反、留保権、相殺請求

4.1 明示的に別段の同意をする場合を除き、価格は、注文時に有効なストローマンの価格表に従って決定されます。ストローマンの価格表は、本インターネットポータルに公開されており、注文フォームのページにそれぞれ掲載されています。価格は、すべて日本円（+消費税）で表示されます。明示的に別段の同意を

する場合を除き、価格には運送費、梱包費、保険、通関手数料及び関税などは含まれません（それぞれ工場渡し価格）。

4.2 明示的に別段の同意をする場合を除き、ストローマンにより発行される請求書は、発行時点から支払義務が発生し、月末締め翌月末までに支払われなければなりません。

4.3 お客様による引き渡し品受領違反の場合、ストローマンは（法的に要求される場合には）お客様に猶予期間を与えることができます。猶予期間終了後は、お客様による引き渡し品受領を断念し、製品の手付金支払の義務を課さず、その代わりに、合意した購入価格での損害賠償を請求します。ストローマンは、それ以外の損害賠償を自由に請求することができます。

4.4 為替手形、小切手、及びそれと同等の支払方法は、履行によってのみ受諾され、支払金額がストローマンに無条件に入金された後にのみ有効です。関連費用は、すべてお客様の負担となります。

4.5 ストローマンの賠償請求は、同じ契約関係に由来する明白又は法的に確認されたお客様の賠償請求に対してのみお客様により相殺することが可能です。

5. 分納、引き渡し期間、不可抗力、自己引き渡し、引き渡し違反、リスク負担、出荷、運送保険

5.1 ストローマンには、お客様が妥当と判断する限りにおいて、分納する権利を有します。

5.2 引き渡し期間（納期）は、契約の締結の際に文書にて明示的に同意する場合のみ法的拘束力を持ちます。本インターネットポータルに関する一般情報には、引き渡し期間（納期）は含まれません。引き渡し期間（納期）は、その期日時点でストローマンの工場又は倉庫から製品が出荷されている場合、あるいは製品の出荷ができる旨についてお客様に通知されている場合に、遵守されているとみなします。

5.3 ストローマンが適切に制御できない不可抗力等の事態（工場の機能停止、ストライキ、ロックアウト、戦争、輸出入の禁止、エネルギー又は原材料の不足、行政措置など、合意した期間及び期日までにストローマンが製品の引き渡しを一時的にできなくなる事態）が発生した場合、引き渡し期間又は期日は、それらの事態及び支障の期間延長されます。これは、引き渡し違反の場合にも適用されます。これらの事態及び支障が3ヶ月以上継続する場合には、両当事者は当該契約を解約できます。

5.4 ストローマンのサプライヤーが引き渡しを行わない又は期日内に引き渡しを行わない場合、ストローマンは、引き渡しを行わないこと（引き渡しの遅延）に関して責任がある場合を除き、お客様に対して契約違反とはなりません。ストローマンは、そのサプライヤーが引き渡しを行わない又は期日内に引き渡しを行わないことがストローマンの責任ではない場合、当該契約を解除する権利を有します。

5.5 ストローマンによる引き渡し違反の場合、お客様は引き渡しを要求する権利を有し、あるいは、合理的な猶予期間終了後に、当該契約を解約する権利を有します。お客様は、引き渡し違反がストローマンの意図的な違法行為又は重大な過失によるものである場合のみ、引き渡し遅延による損害賠償（引き渡し違反に対する損害賠償）を請求することができます。ストローマンの軽過失の場合は、賠償責任は問われません。

5.6 別段の同意をする場合を除き、製品の引き渡しはお客様のリスク及び負担で行います。製品がストローマンの工場又は倉庫から出荷された時点、あるいはストローマンにより委託された製造者の工場又は倉庫から出荷された時点、製品がストローマン又は上記製造者から製品の出荷を委託された運送業者等に引き渡された時点で、リスクはお客様側に轉移します。ストローマンが制御できない理由で出荷が遅延する場合、あるいはお客様が期日内に製品を受領しない場合は、製品がお客様に提供されているかどうかに関係なく、引き渡しできる旨の通知をお客様が受領することにより、リスクはお客様側に轉移します。

5.7 ストローマンは、別段の同意をする場合を除き、出荷の方法及び種類、並びに荷送人を、その自由裁量により決定します。お客様からの依頼に応じて、ストローマンは、お客様の負担で運送保険を付保するものとします。運送中に生じた損傷については直ちに（遅くとも製品受領後5日以内に）ストローマン及び運送業者に文書にて通知しなければなりません。

6. 欠陥の通知、欠陥の責任

5.6 項に基づくリスク転移時点においてすでに欠陥が生じていた場合、ストローマンは、以下の規定の場合にのみ欠陥について責任を負うものとします。

6.1 お客様は、製品の受領後すぐに、注文書と照合して数量を確認し、品質や欠陥について検査しなければなりません。この検査は、製品を加工する前に実施しなければなりません。明らかな欠陥については、直ちに（遅くとも製品受領後 7 日以内に）ストローマンに文書にて通知しなければなりません。目につきにくい欠陥についても、直ちに（遅くとも製品受領後 7 日以内に）ストローマンに文書にて通知しなければなりません。これらの期限内に通知を受領しない場合は、引き渡しに問題がなく、受け入れられたとみなします。

6.2 お客様が期限内に欠陥について通知する場合、ストローマンは、当該欠陥を修正又は除去、あるいは欠陥のない製品を再度引き渡す権利を有します（補足的措置）。ストローマンは、合理的でない費用が掛かる場合、特定の補足的措置を拒否、あるいは全面的に補足的措置を拒否することができます。

6.3 補足的措置が実施されない場合、お客様は、その自由意思により、当該契約を解除するか値引きを要求することができますが、損害賠償を請求する権利は有しません。補足的措置は、その要求が 3 回拒否された場合、実施されないものとします。

6.4 お客様から送付された情報に従ってストローマンが製品を製造した場合（フレームワーク等）、これは欠陥製品とはみなしません。同様に、実体のない不具合は欠陥とはみなしません。

6.5 お客様は、補足的措置に関連するいかなる経費又は費用も請求できません（輸送、作業、原材料の費用等）。ストローマンは、製品の収集や加工等に関連するお客様の経費及び費用を負担しません。特に、ストローマンの事前の同意を取得することなく、費用が発生する方法をお客様が取った場合、ストローマンはこれらの費用を負担しません。

6.6 お客様は、お客様又はお客様が委託あるいは促した第三者が引き渡し品に不適切な変更を加えたり不適切な加工を行ったりした結果欠陥が生じた場合及びその限りにおいて、欠陥について損害賠償を請求する権利を有しません。

6.7 欠陥の不正隠匿又は耐久性の保証にかかわる場合を除き、欠陥に対する損害賠償請求の権利の時効期間は、製品の引き渡し後 12 ヶ月間です。

6.8 お客様は、以下の規定等に基づいてストローマンの責任が除外されない又は制限されない限りにおいては、欠陥に対する損害賠償を請求することができます。本条に規定する要求以外の品質欠陥に関する損害賠償の請求は除外されます。

6.9. 6 項、及び本契約条件に基づき、お客様への返金が承認された場合、ストローマンはお客様のクレジットカード（または元々の支払方法）に対し、返金処理を実行します。返金のタイミングは、カード発行会社のポリシーに準拠します。

7. 全般的責任

7.1 ストローマンは、意図的な違法行為及び重大な過失に対してのみ責任を負います。結果的損害、間接的損害、及び特別損害、並びに利益の損害に対する責任は除外されます。

7.2 引き渡しの原始的不可能の場合、ストローマンは、ストローマンが履行の障害を知っていた場合、又はストローマン側の重大な過失が原因で知りえなかった場合にのみ責任を負います。

7.3 上記の責任の除外は、欠陥を不正に隠匿していた場合及び除外が法的に可能である限りにおいては、適用されません。

7.4 本一般取引条件におけるストローマンの責任の除外又は制限は、ストローマンの従業員、スタッフ、代理店、受託者等あらゆる代理業者の個人的責任にも適用されます。

8. 所有権の留保

お客様が購入価格に加え利息及び費用のすべての支払を完了するまで、ストローマンにより引き渡されるすべての製品の所有権はストローマンが留保します。お客様が支払を行わない場合、ストローマンは、該当する所有権留保登録において（お客様に催促後）お客様の負担で所有権の留保を登録及び／又は引き渡した製品の返却を要求する権利を有し、また、当該契約に基づく支払不履行に対して付与されるすべての権利を要求する権利を有します。

9. CAD/CAM でカスタマイズされた義歯に関する特別規定

9.1 スキャン限定適用規定

ストローマンは、お客様から送付されたワックスアップモデルのデザインと寸法のみを用いて、カスタマイズされたアバットメントやその他の補綴物（「補綴製品」）を製作します。このワックスアップモデルは、新規に作成された未使用のものでなければなりません。また、お客様がワックスアップモデルをストローマンに送付する場合は、モデルのデザインと、それをもとに補綴製品を製作することにあらかじめ同意したものと見なされます。ストローマンは、補綴製品のデザインもしくはフィットに関する不具合に対し責任を負いません。お客様による補綴製品の改変や改造があった場合、ストローマンに対する不具合に関するクレームは法的効力を持ちません。ワックスアップモデルは消毒した後、消毒済みと明記してストローマンに送付し、ワックスアップモデルの梱包は、該当する輸送上の安全法規に準拠してください。

9.2 スキャンと形状

ストローマンは、ウェブサイト上の注文フォームにお客様が入力したデザインのパラメータや寸法のみに基づいて補綴製品を製作します。お客様が提供、承認したパラメータや寸法、もしくは形態などをストローマンは、変更しません。ストローマンは、補綴製品のデザインもしくはフィットに関する不具合に対し責任を負いません。お客様による補綴製品の改変や改造があった場合、ストローマンに対するあらゆる不具合のクレームは法的効力を持ちません。

9.3 ワックスアップモデル

ストローマンは、ワックスアップモデルをお客様に返送しません。また、お客様には、補綴製品の納品日から 90 日後にストローマンがワックスアップモデルを破棄することを承認していただきます。

補綴製品のデザインもしくは寸法が、お客様が送付したワックスアップモデルと合致しないというクレームの場合、お客様は、本一般取引条件における欠陥品の通知と責任の規定に従って手続きをします。また、遅くとも製品受取から 90 日目には、補綴製品がワックスアップモデルと合致することをお客様が承認したものと見なされます。

10. 準拠法、引き渡し場所、裁判管轄、部分的無効

10.1 準拠法は日本法とします。ただし、製品の海外販売に関する契約における米国の条約適用を除きます。

10.2 ストローマンと締結した契約により生じるすべての引き渡し及び支払義務に関する専属引き渡し地は、ストローマンの登録事務所の所在地とします。

10.3 ストローマンと締結したいかなる契約により生じるすべての紛争に関する専属裁判管轄地は、ストローマンの登録事務所の所在地とします。なお、ストローマンは、その他のいかなる法定裁判管轄地にもお客様に対する訴訟を提起する権利を有します。

10.4 本一般取引条件の規定のうち 1 つ又は複数の規定が全体的又は部分的に無効となった場合にあって、当該規定以外の規定の有効性は存続するものとします。無効規定は、その所望の経済的目的に最も近い有効な規定が代替するものとします。これは契約上の不行為にも適用されます。

2022年12月

ストローマン・ジャパン株式会社

108-0014 東京都港区芝5-36-7 三田ベルジュビル6階